

令和7年度南いわて出会い創出事業

企画コンペ実施要領

令 和 7 年 5 月

岩手県県南広域振興局
保健福祉環境部

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度南いわて出会い創出事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、企画コンペ方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
令和 7 年度南いわて出会い創出事業 一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料 2 「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
941,000 円以内（税込）

3 参加者の資格に関する事項

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、岩手県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「4 企画コンペ手続等に関する事項」(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県南広域振興局保健福祉環境部福祉課

住所：〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町 5-5

電話：0197-22-2862 FAX：0197-48-2428

電子メールアドレス：BD0003@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案書作成要領

資料 4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 23 日（金）正午まで

イ 提出方法 原則として電子メール又は F A X により担当課宛提出する。

ウ 回答方法 受け付けた質問は、原則として電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項をとりまとめて岩手県公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は、令和 7 年 5 月 27 日（火）とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 【様式 1-2】企画提案参加資格確認申請書

(イ) 【様式 1-3】会社概要及び過去 3 年間の主な類似事業等開催実績（パンフレット等でも可）※婚活イベントも類似事業の実績として構わない

(ウ) 【様式 1-4】受付票

イ 提出期限 令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5 時 【必着】

※ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に担当課に直接提出のこと。

※ 郵送の場合は、期日までに必着のこと。

ウ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和7年5月30日（金）までに電子メールにより通知する。

エ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すことがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限 令和7年6月2日（月） 午後5時 〔必着〕

(イ) 提出場所 4の(1)に同じ。

(ウ) 提出方法 電子メール又はFAXによる。

イ 県は、説明を求められたときは、令和7年6月4日（水）までに、説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数 5部（正本1部・副本4部）

ウ 提出期限 令和7年6月6日（金） 午後5時 〔必着〕

エ 提出先 岩手県県南広域振興局保健福祉環境部福祉課
（住所等は上記「4(1) 担当課」を参照）

オ 提出方法 持参又は郵送による。

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付簡易書留郵便にて担当課宛の親展でウの提出期限までに必着のこと。

カ 留意事項

(ア) 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 一度提案した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(ウ) 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(エ) その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

上記「(4) 参加資格の確認」ウ及びエにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 上記2(4)の委託料の予算額を越えた提案

オ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

- ア 参加資格を有すると認められた者が企画コンペ参加に参加しない場合は、【様式 1－5】「企画コンペ参加辞退届」を、**令和 7 年 5 月 30 日（金）まで**に担当課まで持参又は郵送により提出しなければならない。
- イ アにより企画コンペ参加に参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料 4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「2 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定） 令和 6 年 6 月上旬から 6 月中旬

※ 企画提案の提出状況などにより、開催時期が変更となる場合がある。

イ 開催場所（予定） 奥州地区合同庁舎又は分庁舎

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者のプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクターは使用しないこととし、追加資料等の提出は認めない。

(イ) プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。

(ウ) 参加者が 4 者を越える場合は、委員会において、企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された 4 者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が 4 者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

7 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及

び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

〔参考：本企画コンペに関するスケジュール（予定）〕

① 実施要領等に関する質問の受付期限	5月23日（金）正午
② 実施要領等に関する質問の回答期限	5月27日（火）
③ 参加資格確認申請書の提出期限	5月29日（木）午後5時
④ 参加資格の確認結果通知期限	5月30日（金）
⑤ 企画提案書等の提出期限	6月6日（水）午後5時
⑥ 企画提案選考委員会	6月上旬～中旬
⑦ 受託候補者の決定	6月中旬～下旬
⑧ 契約締結、事業実施	6月下旬